

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成26年10月30日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 01 分
出席委員	齊藤 中澤 福井 馬場 小島 菱田 日高 湊		
出席理事者	【まちづくり推進部】古林部長、[都市計画課]森課長、木村景観係長、酒井主任、笠井主査		
出席事務局	阿久根副課長、三宅主任		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 名	議員 1名(西村)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（齊藤委員長あいさつ）

<事務局>

- ・ 報告（御嶽山噴火に係る災害弔慰金の支給について）
- ・ 日程説明
- ・ 配付資料の説明

2 案件

行政報告

- (1) 景観計画の取り組みについて
- (2) 亀岡市都市計画審議会条例の改正について

[まちづくり推進部 入室]

<まちづくり推進部長 あいさつ>

景観計画の策定、景観条例の制定に向けては、これまで生みの苦しみを感じてきた。平成23年の議会の附帯決議以降、これまで情報発信や城下町地区を中心に合意形成を図ってきた。その結果として、今回の最終的な計画案に至った状況である。景観法の柱である規制による景観保全の趣旨からは、やや後退した感は否めないが、地域の景観づくりは、やはり地域住民の積極的な取り組みがなければ推進できるものではなく、行政としてもそのお手伝いをさせていただき立場に立つ思いでもって、今後の景観づくりを推進していきたい。

また、都市計画審議会条例の改正については、次回定例会で条例改正案を上程したいと考えており、今回、その改正趣旨を説明する。

- (1) 景観計画の取り組みについて

[説明] 都市計画課長より資料に基づき説明

~ 10:23

[質疑]

<湊委員>

都計審においても景観関連助成金の必要性についての議論があったが、助成金については、国、府の補助を受けられるのか。

< 都市計画課長 >

基本的には市単費の対応となる。ただしコンパクトシティ化の計画とセットする場合は、別仕立ての補助事業があるが、景観計画の上乗せ部分に補助がつくか難しい面があり、スタートとしては単費で対応せざるを得ないであろうと考えている。

< 湊委員 >

市財政状況、町家を取り巻く現状等を勘案すると、助成金を前面に出すのは難しい。決算審査で現地視察した本町・町家カフェの周辺では、現に町家は少なくなっている状況である。城下町地区における町家の対象戸数の把握は。

< 都市計画課長 >

城下町地区における町家の戸数としては、アンケート調査によると個人宅で約60戸、寺院等を含めると約80戸程度となる。先日の城下町フェスティバルの際には、城下町の風情と街並みが残っているとのことをお声をいただいたところであり、まだがんばれるものと感じている。

< まちづくり推進部長 >

助成金の予算措置等に係り、対象戸数が一度に修繕等の申し出をされることはないと考えており、重要建造物等の指定には慎重を期すことから、極端に助成金が膨らむことはなく、年次計画的な予算化、対象者との調整を図っていきたいと考えている。

< 福井委員 >

例えば、景観保全に手を挙げた町に対して、予算措置ができないというような事態にならないか懸念するが、どのように考えているか。
文化財として保存する場合との整合は。

< 都市計画課長 >

手を挙げてもらえるところには、まずソフト面で段階的な話し合いを行い、住民合意に至るその熟度に応じて予算要求していく考えである。
文化財として指定された部分については、文化財サイドでの補助を受けてもらう。景観サイドとしては、そこまでいかない部分を重要建造物の指定等で対応したいと考えている。

< 福井委員 >

例えば、御堀の保存を図る団体の活動等に対しても、助成の対象となるのか。

< 都市計画課長 >

そのような組織に対して直接的な補助を行う制度ではない。文化財の保全に係る目的の部分については、教育委員会の対応となるが、景観形成において、ソフト面で連携して活動していければと考えている。

< 馬場委員 >

助成金を交付する場合の対象は。個人や組織等、具体的に。
建物以外の歴史的な建築物等の資産についても対象となるのか。

< 都市計画課長 >

一定のエリアを対象とするものであり、個人対応は難しい。自治会や商店街等、組織を形成するエリアを網羅する団体等を視野にしている。
建物や道路等公共的施設を対象とするものであり、現在のところ、その他の歴史的資産については対象外としている。特に町家保全に重点を置いた考え方である。

< 馬場委員 >

本町に見られるような多様性のある街並みを許容できるような内容となるのか。

< 都市計画課長 >

高さ制限等は景観形成上必要と考えるが、一定、個人の個性を尊重しながら町並み

が継続できるようにと考えている。

< 菱田委員 >

ウィークリーマンション建設時には反対運動があったが、今や何も違和感がない。それは瓦葺の高塀とセットバックによるものであり、まさに景観条例のめざしている姿であり、要は街並みのイメージづけができるようにするのが大事と考えている。そのような誘導を今後どのように図る考えか。

亀岡祭の行灯等は、各鉾町の独自色や城下町のつながりを魅せる良い取り組みとなってきたと感じられるが、所見は。

< 都市計画課長 >

景観計画が定まらない中、景観のガイドラインに基づき、新築時には任意ではあるが、城下町に配慮するようにこれまでからも指導してきたところであり、景観計画では一般地区であっても、城下町エリアを明記している中で、今後もそのような指導を継続していきたい。最終的には地区指定ができるようにしていきたい。年々、観光戦略課が主体となって色々な仕掛けづくりに取り組んでおり、盛り上がりを実感している。観光施策の取り組みと連動できるように本課としても職員を動員し、景観保全に対する認識の共有を図っている。

< 菱田委員 >

城下町の景観保全に都市計画課だけが関わっているものではなく、亀岡祭においても、産業観光部、まちづくり推進部、教育委員会職員が何らかの形で関わることにより、まちづくりの面で色々な波及効果が期待できることから、ぜひそのような形で取り組んでもらいたい。

< 中澤副委員長 >

菱田委員の意見・要望は、本来、景観計画を立てる前提となっていたはずのことである。地元の意向を聴いて進めていく入口部分での反省はあるが、一方で景観保全に一生懸命取り組まれている一面もあり、その認識は確かなものとしてあることから、亀岡全体として支援していこうとする方向性を取らなければならない中、今回の計画案の変更は残念である。ただ、これまでの経過を踏まえるとこの計画案でスタートするのは一定仕方がないが、その中で、手を挙げるところには支援していくというのもこのままでは広がりを見込めない。観光、文化財サイドと積極的に連携し、盛り上げていくことにもっと努めてほしい。

< 齊藤委員長 >

亀岡祭に関連しての意見があったが、やはり亀岡祭が盛大になってきたのも地域住民の思いによるところが基本であり、地域住民の意向を十分に生かしてまちづくりをしていくことが、所管に課せられた大きな課題である。住まいをされている方の意向を一番に考えることで、決して計画案は後退したものではない。前向きな展望をもって一般地区に変えるということであり、色々苦労はあろうが、今後ともよろしく願います。

～ 10 : 56

(2) 亀岡市都市計画審議会条例の改正について

[説明] 都市計画課長より資料に基づき説明

[質疑] なし

～ 11 : 00

[まちづくり推進部退室]

3 その他

<事務局>

月例開催について協議願う。

<齊藤委員長>

12月定例会を控え日程調整の都合上、月例としては今回を最終の開催として考えているが、各委員において次回の案件、開催等について意見はないか。特にないようであれば今期の月例開催は以上とする。 <了>

~ 散会 11:01